

事務連絡  
平成30年11月1日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕

衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課

中国向け輸出水産食品に係る取扱いについて  
(衛生証明書発行手続の変更)

標記については、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（平成25年10月17日付け生食発1017第1号別紙）（以下「要領」という。）により取り扱っているところです。

今般、中国政府との協議の結果、要領を下記のとおり改正し、証明書発行手続の変更について本年11月12日から適用する予定ですので、あらかじめお知らせします。つきましては、貴管下関係営業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 別添のとおり衛生証明書発行申請書様式及び衛生証明書様式を変更するので、最終加工施設及び最終保管施設の両方を記載すること。
2. 衛生証明書は、最終加工施設（輸入品\*にあつては最終保管施設）を所管する衛生証明書発行機関が発行すること。

※中国政府に登録された海外の加工施設又は船舶で加工された中国向け輸出水産食品